

[事案 2023-159] 入院給付金支払請求

・令和5年12月18日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始時前発症を理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

新型コロナウイルス感染症に罹患し、医師より令和5年1月6日から自宅療養を指示されたため、令和4年6月に契約、同年11月に失効、令和5年1月6日に復活請求した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、責任開始時前発症を理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)令和5年1月6日に新型コロナウイルス感染症の診断を受けたが、同日の朝には夫に振込用紙を渡して延滞保険料の振込みを依頼しており、その時点では新型コロナウイルス感染症の症状は全くなかった。
- (2)復活手続完了の通知によれば、本契約の復活における責任開始日はあくまで復活保険料の入金日となっているので、同日に復活保険料の入金がされている以上、自分の新型コロナウイルス感染症は責任開始期以後の発症になる。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社が復活時の保険料充当金を受領したのは令和5年1月6日20時1分であり、本契約の復活における責任開始期は同時刻である。
- (2)申立人は、令和5年1月6日に病院へ受診して新型コロナウイルス感染症の診断をされているが、責任開始期にはすでに発症していたと強く推認できるため、支払事由には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。